

はしがき

序章 市民社会と法化社会	棚瀬孝雄	1
I 市民社会の実践		1
II 構想(1):自由主義		4
III 構想(2):共和主義		6
IV 構想(3):保守主義		9
V 構想(4):構造主義		13
VI 法の役割		17

## 第I部 市民社会の諸相

第1章 国民国家の超国家化と市民権/出入国談論	李 喆雨	31
——韓国の在外同胞政策を中心に——		
I 国民国家の超国家化		31
II 在外同胞政策の展開		34
III 超国家的国民国家における在外同胞の取り扱い:韓国の観念と方式		40
IV 超国家化戦略としての在外同胞政策		47
第2章 国際化の中の日本社会	広渡清吾	53
——人の国際移動と外国人問題——		
I 課題と視角の設定		53
II 国民と外国人の二分法——国民国家の法的基礎		56
III 迫られる日本帝国の植民地支配の決算		59
IV 日本の外国人労働者政策ないし移民政策をどのように展望するか		64
V 方法としてのナショナリズムから方法としてのコスモポリタニズムへ		68

第3章 NPOと市民社会	阿部昌樹	73
——特定非営利活動促進法の社会的インパクト——		
I 特定非営利活動促進法がもたらしたもの		73
II 社会貢献活動の活性化		76
III 市民社会の実現		85
IV 今後の展望		95
第4章 現代韓国立法に対する法社会学的分析	李 相泳	99
——現代の韓国における立法の諸特徴——		
I 立法に対する法社会学的分析の意義		99
II 韓国立法史分析の意義と方法		103
III 韓国の立法史における全般的な特徴		114
IV 現代韓国における立法の特徴		118
第5章 アジア市民社会における家族とジェンダー	落合恵美子	126
——「第2の近代」の岐路——		
I 「家族」と「ジェンダー」という岐路		126
II 「第1の近代」と公私の分離		127
III 「第2の近代」と市民社会の全域化		130
IV 日本とアジアの近代		133
V 家族主義という選択		137
VI アジア市民社会のゆくえ		140
第6章 既婚就業女性の隠された「二重役割」	梁 鉉娥	145
——母性政策関連法を中心として——		
I 女性関連法と「二重役割」への視角		145
II 男女の公/私領域分割と法の態度		148
III 母性政策関連法		150
IV 二重役割と母親の思考		156
V 二重役割の意味, 再考		160

第7章 関係の資源としての弁護士……………和田仁孝…166	
——司法制度改革後の弁護士像——	
I 日本におけるリーガル・サービス供給体制と弁護士……………166	
II 社会関係の変容と司法改革の意義……………171	
III 関係の資源としての弁護士……………174	
IV 関係的市民社会と弁護士……………178	
第8章 刑罰をめぐる権利の言説……………河合幹雄…180	
——市民たりえない個人——	
I 市民社会化……………180	
II 日本の犯罪処罰と犯罪観の変遷……………181	
III 安全神話の崩壊……………183	
IV 境界と差別……………184	
V 厳罰化要求の正体……………185	
VI 共同体の崩壊と個人主義……………186	
VII 過剰な匿名化の阻止……………187	

## 第II部 政治と司法改革

第9章 法治と分権……………李 国運…191	
——司法集権的構造の限界と三つの提案——	
I 法治主義とアイデンティティ (identity)……………191	
II 司法集権的構造はどのように形成されたのか……………193	
III 多元的民主主義のディレンマ……………196	
IV 多元から分権へ……………200	
V 三つの提案……………204	

第10章 比較社会・文化的文脈からみた司法積極主義と 司法消極主義——一つの探索——……………崔 大権…211	
I 比較社会・文化的文脈, その意味と意義……………211	
II 韓国の司法積極主義と日本の司法消極主義……………212	
III 関連する政治的ならびに社会・文化的諸要因……………214	
IV 制度的諸要因……………222	
V 社会的動態現象/社会的調和, それぞれの選択……………224	
第11章 市民社会の展開の中の日韓司法改革……………馬場健一…231	
——「司法の民主化」と「開かれた司法」の間——	
I 日韓司法改革の同時進行……………231	
II 司法改革の経緯(1)——韓国……………232	
III 司法改革の経緯(2)——日本……………234	
IV 裁判所・裁判官制度改革……………236	
V 法科大学院……………239	
VI 司法への市民参加……………242	
VII 建設的競合と相互参照の時代へ……………246	
第12章 韓国における「ロースクール」論議……………金 昌祿…249	
I 揺れる「ロースクール」論議……………249	
II 韓国法律家養成制度における問題状況……………250	
III 司法改革委員会以前の論議……………251	
IV 司法改革委員会以後の論議……………254	
V 「韓国版ロースクール」, その評価と展望……………260	
第13章 陪審員の意味決定過程に関する実証研究……………金 尚遵…265	
——韓国初の模擬陪審裁判の事例分析——	
I 模擬陪審裁判に向けて……………265	
II 模擬陪審裁判における評議過程に対する分析……………267	
III 陪審員へのアンケート調査結果の分析……………275	

IV おわりに .....	278
第14章 裁判員制度の機能化.....大河原眞美	282
——市民参加のための言語分析——	
I 裁判員制度 .....	282
II 裁判言語モデル .....	283
III 表層と深層の異質性 .....	284
IV 「わかりやすさ」の技法.....	290
V 「わかりやすさ」に向けての取組み.....	293
索引.....	297